

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い)	(仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い)
21-4 仮陸揚げされる貨物が、前記21-1の(2)のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を <u>保税地域又は保税地域以外の場所に置き、並びに保税運送をする必要があるときの取扱いは、次による。</u>	21-4 <u>法第21条の規定により仮に陸揚げされた貨物が、前記21-1（<u>外国貨物の仮陸揚の範囲</u>）の(2)のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を保税地域以外の場所に置き、又は保税運送をする必要があるときの取扱いは、次による。</u>
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) <u>前記21-1(2)のハからトまでの貨物を保税地域又は保税地域以外の場所に運送するときは、便宜、「外国貨物の仮陸揚届」により法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</u>	(2) <u>上記(1)の運送に当たつては、便宜当該「外国貨物の仮陸揚届」により法第63条の規定による保税運送の承認を行つて差し支えない。</u> なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。
(3) (省略)	(3) (同左)
(仮陸揚貨物の積込み)	(仮陸揚貨物の積込み)
21-5 仮陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。	21-5 <u>法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。</u>
(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、その貨物を陸揚げした港等のほか、陸揚げした港等以外の港等で積み込むことが必要とされる場合には、当該港等において行うことができるものとする。	(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、陸揚げした港等以外の港等で積み込むことが必要とされる場合において、取締上支障がないと認められるときは、前記21-2の規定により提出された「 <u>外国貨物の仮陸揚届</u> 」に、便宜、法第63条の規定による保税運送の承認を行つて差し支えない。
(2) <u>仮陸揚げした外国貨物の運送（前記21-4に規定された取扱いを除く。）であつて、陸揚げした港等から当該貨物を積み込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。</u>	(2) <u>仮陸揚げした外国貨物の運送（前記21-4に規定された取扱いを除く。）であつて、陸揚げした港等から当該貨物を積み込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。</u> (新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等に直接運送され、かつ、取締上支障がないと認められるときは、前記21-2の規定により提出された「<u>外国貨物の仮陸揚届</u>」に、<u>便宜、法第63条の規定による保税運送の承認</u>を行って差し支えない。</p> <p><u>上記による保税運送の承認に当たっては、「<u>外国貨物の仮陸揚届</u>」(交付用、税関用とも)の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、仮陸揚げした外国貨物を積み込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「<u>外国貨物の仮陸揚届</u>」の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、上記によらない保税運送の場合は、後記63-5又は後記63-23の規定による手続が必要になるので、留意する。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p><u>(通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理)</u></p> <p><u>42-18 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）を蔵置する保税蔵置場における貨物管理は、次により取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>社内管理規定には、前記34の2-9に掲げる基本項目を参考とした規定のほか、搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続の履行が大量の貨物に対して同時期に集中して行われることを勘案して、これらを適正に行うための次に掲げる手順、体制及び設備（以下この項において「手順等」という。）について詳細に規定することを求めるものとする。なお、これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書がある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を社内管理規定の一部とみなして差し支えない。この場合において、当該規定の内容を変更したときは、変更後の当該手順書を遅滞なく税関に提出する必要があるので留意する。</u></p> <p><u>イ 通販貨物の状況及び具体的な蔵置場所について適時に把握するための手順等</u></p>	<p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 <u>通販貨物に係る貨物の取扱い</u>（通関業者等が実施するものを含む。）を適正に行うための手順等</p> <p>ハ <u>税関による保税運送貨物の検査、施封及び発送時又は到着時の確認並びに後記67-3-8(1)に規定する輸入貨物の検査及び貨物確認に対応するための手順等</u></p> <p>ニ <u>前記口に規定する貨物の取扱い又は前記ハに規定する検査等により通販貨物に異常が確認された場合において、当該貨物の亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び当該貨物と他の貨物とが混合することのないように区分して蔵置するための手順等</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる保税蔵置場については、上記(1)の規定は適用しない。</u></p> <p>イ <u>外国貿易船から船卸し又は外国貿易機から取卸しした貨物が直接搬入される保税蔵置場</u></p> <p>ロ <u>法第50条第1項に規定する届出に係る場所</u></p> <p>ハ <u>通販貨物の取扱量並びに後記43-1(1)イに規定する知識及び能力を総合的に勘案し、詳細な手順等を定める必要がないと認められる保税蔵置場</u></p> <p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) 人的要件</p> <p>申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ 次に掲げる知識及び能力を十分に有すると認められる者 なお、これらの知識及び能力を有しているかの審査については、原則として、前記34の2-9(2)ロに規定する貨物管理責任者から聴取等することにより行うものとする。ただし、申請に係る保税蔵置場が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合には、保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からも聴取等することにより審査するものとする。</p>	<p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) 人的要件</p> <p>申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な業務処理能力を有すると認められた者</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、同項(6)に規定する教育訓練の実施状況についても併せて確認するものとする。</p>	
<p>(イ) <u>保税蔵置場の業務を行う上で必要な法令等についての知識</u> (ロ) <u>確実な記帳（帳簿の保存を含む。）を行うことができる能力</u> (ハ) <u>法令等に基づき、外国貨物等について搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における業務を適正に処理すること及び税関手続を適正に履行することができる能力</u> (ニ) <u>下記(3)の要件を満たす施設において、社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力</u></p>	
(削除)	
<p>口 (省略) (注) (省略) (2)～(4) (省略)</p>	<p>口 下記(3)の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者 ハ (同左) (注) (同左) (2)～(4) (同左)</p>
第6節 総合保税地域	第6節 総合保税地域
(総合保税地域の許可の基準)	(総合保税地域の許可の基準)
<p>62の8-3 法第62条の8第2項《総合保税地域の許可》の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。 (1)～(3)</p>	<p>62の8-3 法第62条の8《総合保税地域の許可》第2項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。 (1)～(3)</p>
<p>(4) 同項第6号に規定する「業務を遂行するのに十分な能力」については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。 イ 申請者については、次の要件を備える法人であること。</p>	<p>(4) 同項第6号に規定する「業務を遂行するのに十分な能力」については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。 イ 申請者については、次の要件を備える法人であること。</p>
<p>(イ) 申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行う上で必要な法令等についての知識等が十分であって当該地域内において同条第1項各号に掲げる行為</p>	<p>(イ) 申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行ううえで必要な法令等についての知識等が十分であって当該地域内において同条第1項各号《総合保税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関する業務（以下この項において「貨物管理業務」という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあっては、以上の要件に加え、更に、<u>下記口(イ)に規定する要件を備えることを要する。</u>）</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>口 貨物管理者については、次の要件を備える者であること。</p> <p>(イ) 申請に係る総合保税地域内において取り扱う貨物の種類及び取扱量並びにこれらに応じた貨物管理業務の内容から判定し、前記43-1(1)イに準ずる者であると認められる者</p> <p>なお、その審査方法については、同項(1)イに準ずる。この場合において、同項(1)イ中「保税蔵置場が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合」とあるのは「総合保税地域内にある貨物施設が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場に準ずる貨物施設である場合」と、「保税蔵置場の業務」とあるのは「貨物管理業務」と、「下記(3)の要件を満たす施設」とあるのは「貨物施設」と読み替える。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14から42-18まで、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理</p>	<p>地域においてできる行為】に掲げる行為に関する業務（以下この項において「貨物管理業務」という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあっては、以上の要件に加え、更に、<u>当該業務を適正に行ううえで必要な記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められることを要する。</u>）</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>口 貨物管理者については、次の要件を備える者であること。</p> <p>(イ) 申請に係る総合保税地域内において行う貨物管理業務の内容その他から判定し、<u>当該業務を適正に行ううえで必要な法令等についての知識、記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められる者</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、42-16、42-17、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第8項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第8項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p>
(2)及び(3)（省略）	(2)及び(3)（同左）
第5章 運送	第5章 運送
(包括保税運送の承認要件)	(包括保税運送の承認要件)
<p>63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、かつ、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。</p>	<p>63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。</p>
(1)（省略）	(1)（同左）
<p>(2) 運送が次の区間において、<u>承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上の頻度（輸送の都合上やむを得ない理由があると認めるとときは、適當と認める頻度）</u>で行われること</p> <p>なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にある<u>全てのコンテナーヤード</u>を一の保税地域とみなして差し支えないものとする。</p>	<p>(2) 運送が次の区間において<u>継続的</u>に行われること</p> <p>なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にある<u>すべてのコンテナーヤード</u>を一の保税地域とみなして差し支えないものとする。</p>
イ（省略）	イ（同左）
<p>ロ 同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間</p> <p>ただし、コンテナ一詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。</p>	<p>ロ 同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間</p> <p>ただし、コンテナ一詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。</p>
ハ 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。） <u>又は税関空港</u> と一の	ハ 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。）と一の保税地域の間

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保税地域の間</p> <p>ニ 同一の税関官署の管轄区域に所在する開港又は税関空港と複数の保税地域の間</p> <p>(3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 航空貨物であつて航空会社又はこれらの者から委託を受けた者の責任で運送されるもの</p> <p>ロ 海上貨物であつて船会社若しくはこれらの者から委託を受けた者の責任で運送されるもの又はコンテナ詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）</p> <p>ハ 仮陸揚貨物（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）で次に掲げるるもの</p> <p>① 前記21-1(2)ハからトまでの貨物</p> <p>② 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者（以下この項において「特定保税承認者等」という。）の責任において、他の船舶又は航空機への積替えのために運送されるもののうち、次に掲げるいずれかに該当するもの（当該特定保税承認者等の責任において、法第15条第9項に規定する積荷に関する事項の報告、法第21条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出及び運送が一貫して行われるものに限る。）</p> <p>ⅰ 陸揚げされた港又は空港から積込みをしようとする港又は空港まで直接運送されるもの</p> <p>ⅱ 特定保税承認者等を被許可者又は貨物管理者とする保税地域と航空会社又はその委託を受けた者を被許可者又は貨物管理者とする保税地域の間において運送されるもの</p> <p>三 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）であつて、次に掲げるいずれかに該当するもの</p> <p>① 特定保税承認者等の責任で運送されるもの</p> <p>② 包括保税運送の承認後において、税関職員が当該承認を受けた者（以下「運送者」という。後記63-23及び63-24において同じ。）に対して、発送時又は到着時における当該貨物の確認及び関係書類の提示又は提出について求めた場合に応じることができる</p>	<p>ニ 同一の税関官署の管轄区域に所在する開港と複数の保税地域の間</p> <p>(3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 航空貨物であつて航空会社又はこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの</p> <p>ロ コンテナー詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>もの</p> <p>ホ <u>仮陸揚貨物又は通販貨物以外の貨物</u>（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの</p>	<p>（新設）</p>
<p>(イ) <u>上記ニの(イ)又は(ロ)のいずれかに準ずる貨物</u></p> <p>(ロ) <u>特例輸入者により輸入される貨物</u>で当該特例輸入者の責任で運送されるもの</p>	<p>ハ 保税工場の保税作業による製品</p>
<p>(ハ) <u>保税工場又は総合保税地域の保税作業による製品</u></p> <p>(二) （省略）</p>	<p>二 （同左）</p>
<p>(ホ) <u>運送される貨物が特定されているもの</u>（関税率表の類程度） ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。</p>	<p>ホ <u>運送される貨物が特定されているもの</u>（関税率表の類程度） ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号<u>《積卸について表示しなければならない書類》</u>に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。</p>
<p>(ヘ) <u>蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が認める貨物</u></p>	<p>ヘ <u>蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が定めた貨物</u></p>
<p>（包括保税運送の承認手続等）</p>	<p>（包括保税運送の承認手続等）</p>
<p>63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p>	<p>63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。</p>
<p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 包括保税運送の承認に<u>当たっては</u>、<u>運送者</u>が、関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適當でないと認められることとなつたときは、当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。</p> <p>なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。</p>	<p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 包括保税運送の承認に<u>当たっては</u>、<u>包括保税運送の承認を受けた者</u>が、関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適當でないと認められることとなつたときは、当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。</p> <p>なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。</p>
<p>(6) <u>運送者は</u>、最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。</p>	<p>(6) <u>包括保税運送の承認を受けた者</u>（以下「<u>運送者</u>」という。後記63-24においても同じ。）は、最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。</p>
<p>(7)及び(8) （省略）</p>	<p>(7)及び(8) （同左）</p>
<p>（特定保税運送者からの事情の聴取等）</p>	<p>（特定保税運送者からの事情の聴取等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>63の5-2 前記63の5-1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者から事情を聴取した上で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</p>	<p>63の5-2 前記63の5-1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者<u>（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）</u>から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</p>